

I 平成 27 年国勢調査の概要

調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口・世帯の状況を明らかにするため、大正 9 年以来ほぼ 5 年ごとに行っており、平成 27 年国勢調査はその 20 回目に当たる。

国勢調査は、大正 9 年を初めとする 10 年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、平成 27 年国勢調査は簡易調査である。

なお、大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にある。その内容をみると、戦前は、大規模調査（大正 9 年、昭和 5 年、15 年）の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査（大正 14 年、昭和 10 年）の調査事項としては人口の基本的属性のみに限っていた。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実を図り、大規模調査（昭和 25 年、35 年、45 年、55 年、平成 2 年、12 年及び 22 年）の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項を加え、簡易調査（昭和 30 年、40 年、50 年、60 年、平成 7 年、17 年及び 27 年）の調査事項には、人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項を加えている。

調査の時期

平成 27 年国勢調査は、平成 27 年 10 月 1 日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行った。

調査の法的根拠

平成 27 年国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 5 条第 2 項の規定並びに次の政令及び総務省令に基づき行った。

国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）

国勢調査施行規則（昭和 55 年総理府令第 21 号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和 59 年総理府令第 24 号）

調査の対象

平成 27 年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在いた場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校若しくは同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設

- 2 病院又は診療所に引き続き 3 か月以上入院している者 その病院又は診療所
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で、陸上に生活の本拠を有するもの その生活の本拠
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者 その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者 その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めて全て調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- （１）外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- （２）外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

調査事項

平成 27 年国勢調査では、次に掲げる事項について調査を行った。

今回の調査では、東日本大震災の影響を居住期間や移動状況の観点から把握するため、10 年ごとの大規模調査の年に調査をしていた「現在の住居における居住期間」と「5 年前の住居の所在地」の 2 つの調査事項を追加した。一方、簡易調査年における記入者負担の軽減を図る観点から「住宅の床面積」の調査事項を削除した。

（世帯員に関する事項）

- 1 氏名
- 2 男女の別
- 3 出生の年月
- 4 世帯主との続柄
- 5 配偶の関係
- 6 国籍
- 7 現在の住居における居住期間
- 8 5 年前の住居の所在地
- 9 就業状態
- 10 所属の事業所の名称及び事業の種類
- 11 仕事の種類
- 12 従業上の地位
- 13 従業地又は通学地

（世帯に関する事項）

- 1 世帯の種類
- 2 世帯員の数
- 3 住居の種類
- 4 住宅の建て方

調査の方法

平成 27 年国勢調査は、総務省統計局―都道府県―市区町村―国勢調査指導員―国勢調査調査員―世帯の流れにより行った。

調査の実施に先立ち、平成 27 年国勢調査調査区を設定し、調査区の境界を示す地図を作成した。調査区は、原則として 1 調査区におおむね 50 世帯が含まれるよう設定され、本市の調査区数は 5,551 調査区で、平成 22 年国勢調査の 5,403 調査区と比較して 148 調査区増加した。

各調査区には、総務大臣より任命された 3,807 人の国勢調査員（一部調査員は複数調査区を担当）が、「インターネット回答の利用案内」を世帯ごとに配布した。インターネットでの回答の無かった世帯に対しては、紙の調査票を配布し、世帯が調査票に記入したうえで、調査員への提出又は郵送による提出のいずれかを選択する方法により行った。

また、556 人（一部指導員は複数行政区を担当）の指導員が任命され、調査員の指導、調査票等の内容検査などの事務を行った。

集計結果の公表と報告書

集計は、独立行政法人統計センターが行い、結果の公表は、総務省統計局がインターネットを利用する方法等により行った。

集計区分は、速報集計（人口速報集計、抽出速報集計）、基本集計（人口等基本集計、就業状態等基本集計、世帯構造等基本集計）、抽出詳細集計、従業地・通学地集計（従業地・通学地による人口・就業等集計、従業地・通学地による抽出詳細集計）、人口移動集計（移動人口の男女・年齢等集計、移動人口の就業状態等集計）、小地域集計（人口等基本集計に関する集計、就業状態等基本集計に関する集計、世帯構造等基本集計に関する集計、従業地・通学地による人口・就業状態等集計に関する集計、移動人口の男女・年齢等集計に関する集計）に区分される。

また、本書中の校区毎の集計については、平成 22 年、27 年の基本単位区集計結果を基に本市総務課において独自集計を行ったものである。